

議員提出議案第一号

箕面市議会会議規則改正の件

箕面市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和四年二月十八日提出

箕面市議会議員 増田京子

同 神田隆生

同 堀江優

同 中嶋三四郎

同 中井博幸

同 岡沢聡

箕面市議会規則第 号

箕面市議会会議規則の一部を改正する規則

箕面市議会会議規則（平成十六年箕面市議会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第五十九条第三項中「第一項の」を「一括方式による」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「その要旨」を「質問の要旨及び方法」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 質問者は、前項の質問の方法として、一括質問一括答弁方式（以下「一括方式」という。）又は一問一答方式のいずれかを選択するものとする。
第五十九条の二第二項中「一括質問一括答弁方式（以下「一括方式」という。）」を「一括方式」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

代表質問の一問一答方式導入に伴い、関係規定を整備するため、本規則を改正するものである。